

◎新潟県告示第929号

海岸法（昭和31年法律第101号）第2条の3第7項の規定により新潟北沿岸海岸保全基本計画（平成15年5月新潟県告示第1131号）を変更したので、当該変更後の海岸保全基本計画（又はその写し）を新潟県農林水産部漁港課、土木部河川管理課、交通政策局港湾整備課、村上地域振興局地域整備部、新発田地域振興局地域整備部、新潟地域振興局地域整備部、長岡地域振興局地域整備部与板維持管理事務所、柏崎地域振興局地域整備部、上越地域振興局地域整備部、新潟地域振興局新潟港湾事務所、上越地域振興局直江津港湾事務所において縦覧に供する。

平成28年8月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦